



長野県報

3月30日(月)
平成27年
(2015年)
第2661号

目 次

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	2
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	2
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	4
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則（労働雇用課）	4
建設業法施行細則の一部を改正する規則（建設政策課）	5
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）	5
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則（建築住宅課公営住宅室）	5
長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規定（企業局）	5
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程（企業局）	5
長野県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則（教育総務課）	6
長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則（教育総務課）	6
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	7
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	7
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	7
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	8
特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	8
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	8

告 示

福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正（健康福祉政策課）	9
小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の廃止（保健・疾病対策課）	9
長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の廃止（保健・疾病対策課）	9
総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課）	9
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	9
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（4件）（砂防課）	13
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	15
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（砂防課）	16
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	17

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（3件）（県民協働課）	18
母子保健法施行規則に基づく指定養育医療機関の名称変更の届出（保健・疾病対策課）	18
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）	19
土地改良区の定款変更の認可（2件）（農地整備課）	19
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	19
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	19
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	21
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	21
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	21
平成26年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	22
一般競争入札（企業局）	29

訓 令

長野県統計調査調整規程の一部改正（情報政策課統計室・教育総務課）	29
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課）	29

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会事務局教育総務課長」を「教育委員会事務局教育政策課長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

職員課

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第15号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「単位数」の次に「及び時間数」を加える。

第7条第1項中「11単位」を「9単位以上」に、「53単位」を「51単位」に、「24単位」を「14単位」に改める。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 休学期間は、通算して保育学科にあっては2年、介護福祉学科にあっては1年を超えることができない。

第14条の見出しを「（退学及び転学）」に改め、同条中「退学」を「退学し、又は転学」に改める。

第15条第2号中「に規定」を「及び第3項に規定」に改める。

別表第1の備考以外の部分を次のように改める。

(別表第1) (第6条、第7条関係)

保育学科の教科目、単位数及び時間数

科 目	教 科 目		単位数 (時間数)	
教養科目	外国語	演習	2	(60)
	体育	講義	1	(15)
		実技	1	(45)
	文学	講義	2	(30)
	社会学	講義	2	(30)
	法学	講義	2	(30)
	情報処理	演習	1	(30)
保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅰ	講義	2	(30)
	教育原理	講義	2	(30)
	児童家庭福祉	講義	2	(30)
	社会福祉	講義	2	(30)
	相談援助	演習	1	(30)
	社会的養護	講義	2	(30)
	保育者論	講義	2	(30)
必修	保育の心理学Ⅰ	講義	2	(30)
	保育の心理学Ⅱ	演習	1	(30)
	の子 保健 ども	子どもの保健ⅠA	講義	2 (30)
		子どもの保健ⅠB	講義	2 (30)
		子どもの保健Ⅱ	演習	1 (30)
	子どもの食と栄養	演習	2	(60)
	家庭支援論	講義	2	(30)

科 目	保育の内容・方法に 関する科目	保育課程論	講義	2	(30)
		保育内容総論	演習	1	(30)
		演 保 育 習 内 容 I	健康	演習	1 (30)
			人間関係	演習	1 (30)
			環境	演習	1 (30)
			言葉	演習	1 (30)
			表現 I	演習	1 (30)
		乳児保育	演習	2	(60)
		障害児保育	演習	2	(60)
		社会的養護内容	演習	1	(30)
		保育相談支援	演習	1	(30)
		技 保 術 表 現 I	身体表現 I	演習	1 (30)
			音楽表現 I	演習	1 (30)
			造形表現	演習	1 (30)
			言語表現	演習	1 (30)
選 択 必 修 科 目	保育実習	実 保 習 I 育	保育所実習	実習	2 (90)
			施設実習	実習	2 (90)
		保育実習指導 I	演習	2	(60)
	総合演習	保育実践演習	演習	2	(60)
	保育の本質・目的に 関する科目	保育原理 II	演習	2	(60)
		福祉従事者論	講義	2	(30)
		障害・老人福祉論	講義	2	(30)
選 択 必 修 科 目	保育の対象の理解に 関する科目	臨床心理学	演習	2	(60)
		保育内容演習 II (表現 II)	演習	1	(30)
		基礎ゼミナール	演習	2	(60)
	保育の内容・方法に 関する科目	保育実習室演習	演習	2	(60)
		技 保 術 表 現 II	身体表現 II	演習	1 (30)
			音楽表現 II	演習	2 (60)
			音楽表現 III	演習	2 (60)
	保育実習		音楽表現 IV	演習	2 (60)
	保育実習 II	実習	2	(90)	
	保育実習 III	実習	2	(90)	
	保育実習指導 II	演習	1	(30)	
	保育実習指導 III	演習	1	(30)	

別表第1の備考の1中「障害・老人福祉論、基礎ゼミナール」を「体育」に改める。

別表第2中「介護福祉学科の教科目及び単位数」を「介護福祉学科の教科目、単位数及び時間数」に、

〔
3 (90)
3 (90)
〕を

〔
3 (90)
2 (60)
〕に、〔
医学 医学一般
合 計
〕を

医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	1 (15)
	医療的ケアⅡ	講義	2 (30)
	医療的ケアⅢ	講義	2 (30)
	医療的ケアⅣ	講義	1 (15)
	合 計		51 (1,275)

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日現在在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地域福祉課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第16号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の食品の項中

ク 粘弾性試験	〃	5,100
---------	---	-------

を

ク 粘弾性試験	〃	5,100
ケ テクスチャーテスト	〃	5,400

に、

ア 一般成分	〃	1,700円以上10,000円以下の範囲内で知事が定める額
--------	---	-------------------------------

を

ア 一般成分	1 件	3,400
(7) 近赤外分光法による場合		

(8) (7)以外の方法による場合	1 件 1 成分	1,700円以上10,000円以下の範囲内で知事が定める額

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第17号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則（昭和42年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第9条第1号を削り、同条第2号中「及び木曽福祉センター」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条第1項ただし書中「第2条各号」を「第2条第2項各号」に、「別表の4」を「別表の6」に改める。

第15条第1項及び第3項第2号中「ホール並びに松本福祉センター及び中野福祉センターの」を削る。

別表第1の伊那福祉センターの項を削る。

別表第4の1中「備品（飯田福祉センター、松本福祉センター、伊那福祉センター、中野福祉センター及び木曽福祉センターの」を削り、「もの」を「備品」に改め、同1の照明器具の項を削り、同表の2中「備品（飯田福祉センター、松本福祉センター、伊那福祉センター、中野福祉センター、木曽福祉センター及び野外趣味活動センターの体育用具）」を「体育用具」に改め、同表の5を次のように改める。

5 体育館において照明を利用する場合

区	分	金額
専用する場合 1時間までごとに	全点灯	円 200
	2分の1点灯	100

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

労働雇用課

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第18号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条本文」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

建設政策課

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第19号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（宅地建物取引士証の返納）」に改め、同条中「第14条の15第4項」を「第14条の15第5項」に、「宅地建物取引主任者証返納書」を「宅地建物取引士証返納書」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第6条の見出しを「（宅地建物取引士証の返還請求）」に改め、同条中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。

様式第3号中「宅地建物取引主任者証返納書」を「宅地建物取引士証返納書」に、「取引主任者 住 所」を「宅地建物取引士住 所」に、「取引主任者証発行番号」を「宅地建物取引士証発行番号」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者証が」を「宅地建物取引士証が」に、「した取引主任者証」を「した宅地建物取引士証」に改める。

様式第4号中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に、「取引主任者 住 所」を「宅地建物取引士住 所」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証の」に、「取引主任者証発行番号」を「宅地建物取引士証発行番号」に、「長野県第 号」を「第 号」に、「取引主任者証発行年月日」を「宅地建物取引士証交付年月日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

建築住宅課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第20号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「第1条の3第2項」を「第1条の4第2項」に改める。

別表第1の1中「ふじやま団地 馬見塚団地」を「馬見塚団地」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成27年3月30日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和41年長野県公営企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項「特別職の職員等の給与に関する条例」を「特別職の職員の給与に関する条例」に改める。

第3条中「特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例」を「特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この管理規定は、平成27年4月1日から施行する。

企 業 局

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成27年3月30日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第2号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第1号中「50万円」を「1,000万円」に改め、同項第2号中「100万円」を「1,000万円」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「の交付」を「（法令の規定により負担し、又は交付するものを除く。）の交付（1件100万円未満のものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号から第7号までを削り、同

項第8号中「前各号」を「前3号」に改め、同号のア中「10万円」を「100万円（建設工事に係る委託料については、500万円）」に改め、同号のイ中「もの」を「もので契約の期間内の予定総額が1件100万円以上のもの」に改め、同号のウを削り、同号を同項第4号とする。

附 則

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

企 業 局

長野県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

（長野県教育委員会公告式規則の一部改正）

第1条 長野県教育委員会公告式規則（昭和28年長野県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「基く」を「よる」に改める。

（長野県教育委員会会議規則の一部改正）

第2条 長野県教育委員会会議規則（昭和31年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第2条とする。

第5条第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長に届出」を「教育長に届け出」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第5条とする。

第8条第2項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諧つて」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」に、「及びその委任」を「の委任」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諧つて」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諧つて」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に、「はかる」を「諧る」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「委員長」を「教育長」に、「のべる」を「述べる」に改め、同条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条第1項中「委員長が教育長の推薦」を「教育長がその指定」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2号中「出席委員」を「教育長、出席委員」に改め、

同条第3号中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第6号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「には」の次に「教育長及び」を加え、同条を第21条とする。

第24条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諧つて」に改め、同条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会議録の公表）

第23条 教育長は、会議録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第25条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諧つて」に改め、同条を第24条とする。

（長野県教育委員会傍聴人規則の一部改正）

第3条 長野県教育委員会傍聴人規則（昭和31年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員長」を「教育長」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条（見出しを含む。）及び第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

（長野県教育委員会事務処理規則の一部改正）

第4条 長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは室」を削る。

第5条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、必要に応じて、前項に規定する事項の管理及び執行の状況を委員会に報告しなければならない。

別表第1の(5)中「教育長並びに」を削り、同(7)中「教育長、」を削り、同(17)を同(18)とし、同(16)の次に次の事項を加える。

(17) 県立中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教科用図書の採択に関すること。

別表第3の1の(4)中「の決定」を「(別表第1の(17)に掲げる事項を除く。)」に改める。

別表第4中「(室の長を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則

長野県短期大学付属幼稚園規則（昭和40年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

（平成27年度における入園資格等の特例）

2 平成27年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満4歳」と、第4条中「4学級」

とあるのは「2学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「60人」とする。

(平成28年度における入園資格等の特例)

3 平成28年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満5歳」と、第4条中「4学級」とあるのは「1学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「30人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第2条中「教育総務課」を「教育政策課」に、「教学指導課」を「教学指導課」に改める。

心の支援課 に改める。

第4条（見出しを含む。）中「教育総務課」を「教育政策課」に改める。

第12条を削る。

第11条第1号中「第17条第5項第3号」を「第17条第4項第3号」に改め、第2章第1節中同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を削り、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（心の支援課）

第9条 心の支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人権教育及び道徳教育に関すること。

(2) 幼児教育に関すること。

(3) 学校生活に関する相談及び支援に関すること。

(4) 生徒指導に関すること。

第7条第1項第1号中「特別支援教育課」の次に「、心の支援課」を加え、同条第2項を削り、同条を第8条とし、第6条の2を第7条とする。

別表第7中

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	

を

課	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
---	----	------------------

に改め、「又は室長」を削り、「又は室務の整理」を「の整理」に、

「第19条第3項」を「第18条第3項」に、教育総務課 を

「教育政策課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)

2 教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育総務課」を「教育政策課」

に改める。

教育総務課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「6,400円」を「8,000円」に、「12,800円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「3,750円」に、「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第4号中「3,400円」を「4,250円」に改め、同条第5号中「2,400円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

義務教育課

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の2.5」を「100分の3」に、「100分の3.5」を「100分の4」に、「100分の4.5」を「100分の5」に、「100分の5.5」を「100分の6」に、「100分の6.5」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の2」を「100分の2.5」に改める。

附則第2項及び第3項中「当分の間、」を削る。

「上田市立菅平小学校」下伊那郡松川町立松川東小学校」を

「上田市立菅平小学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(平成30年3月31日までの間におけるべき地手当の支給割合)
- 2 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間ににおけるこの規則による改正後の学校職員のべき地手当等に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、「100分の4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4.8」と、同条第2項中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

義務教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県中野西高等学校の項中

「普通科
英語科」を

「普通科」

に改め、同表の長野県須坂園芸高等学校の項の次

に次のように加える。

長野県須坂創成高等学校	園芸農学科 食品科学科 環境造園科 創造工学科 商業科		
-------------	---	--	--

別表第1の長野県北佐久農業高等学校の項を次のように改める。

長野県佐久平総合技術高等学校	栽培システム科 生物サイエンス科 食品サービス科 機械システム科 電気情報科 創造実践科		
----------------	---	--	--

別表第1の長野県岩村田高等学校の項中

「普通科
機械科
電子機械科
機械システム科
電気科
電気情報科」

を「普通科」に改め、同表の長野県臼田高等学校の項を削り、

同表の長野県飯田O I D E長姫高等学校の項中

「機械科
機械工学科
電子機械科
電子機械工学科
電気科
電気電子工学科
土木科
社会基盤工学科
建築科」

「機械工学科
電子機械工学科
電気電子工学科
社会基盤工学科」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日において長野県北佐久農業高等学校、長野県岩村田高等学校（普通科を除く。）又は長野県臼田高等学校に在学する生徒で所定の課程を修了していないものは、同年4月1日において長野県佐久平総合技術高等学校に転学するものとする。この場合において、第25条から第26条の2までの規定による手続を経ることを要しない。

高校教育課

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、産業工芸科、」を「及び」に改め、「及び被服科」を削る。

別表第4の給食技師の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特別支援教育課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年3月30日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第4号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3の一般国道19号の項中「木曽郡木曽町福島神戸3716番地先」を「木曽郡上松町道長坂沓掛線との交差点」に改め、同表の県道森篠ノ井線の項の次に次のように加える。

県道三才大豆島中御所線	長野市道松岡中央線との交差点から一般国道18号との交差点（長野市大字稻葉字上千田333番地先）まで
-------------	---

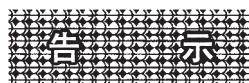
保健・疾病対策課

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に一般国道19号（木曽郡上松町道長坂沓掛線との交差点から木曽郡木曽町福島神戸3716番地先までの区間に限る。）又は県道三才大豆島中御所線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第156号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第2第1号中「満9歳」を「満15歳」に改める。

第3第1項中「満9歳」を「満15歳」に改め、同第3第2項中「関わらず」を「かかわらず」に、同項第4号の表中

ア 障害者
(出生の
日から満
18歳に達
する日以
降の最初
の3月31
日まで
間にある
者を除
く。)

に改める。

「ア 障害者」を

健康福祉政策課

長野県告示第157号

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年長野県告示第214号）は、廃止し、平成26年12月31日以前に行われた小児慢性特定疾患に係る医療の給付については、なお従前の例によります。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

保健・疾病対策課

長野県告示第158号

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）は、平成27年3月31日限り、廃止し、同日以前に終了した特定不妊治療については、なお従前の例によります。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

保健・疾病対策課

長野県告示第159号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 有効期限
株式会社しなの工業	下伊那郡高森町下市田3111番地1	平成27年 3月11日	平成28年 3月31日

産業立地・経営支援課

長野県告示第160号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2911、2913、2914、2916

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課